台大日本語文研究第 26 期
2013 年 12 月、頁 1-26
2013-09-30 收稿、2013-11-13 通過刊登
DOI: 10.6183/NTUJP.2013.26.1

『今昔物語集』中的牛的故事與中國文學
—以宿業畜生類型故事為中心—

陳明姿*

摘要

中國自古便有不少與動物有關的故事，至六朝、唐代時，又因佛教的興盛，而傳入不少與佛教有關的故事，並影響及中國的動物故事，出現了宿業畜生類型的故事，這類故事又在中日兩國頻繁的交流之下傳至日本，影響及日本的文學，平安時代說話文學代表作《今昔物語集》裡收錄了不少與動物有關的故事，當中也有宿業畜生類型的故事。除了翻案自中國的震旦部之外，本朝部也有這類的故事，尤其是跟牛有關的故事最多，本朝部裡牛的故事共有七則，當中有五則是屬於這類的故事。

拙稿作爲探討中日兩國文學的關聯及異同之一環，除了考察《今昔物語集》的牛的故事與六朝及唐代的宿業畜生類型故事之關連外，並比較兩者的異同。

關鍵詞：《今昔物語集》、牛、佛教、因果報應、宿業

* 國立台灣大學日本語文學系教授

Cattle Stories Found in Konjaku Monogatari and Their Relationships with Chinese Literature

Chen, Mung-tzu*

Abstract

Tales about animals could be easily identified in ancient China. With the flourishing of Buddhism at the time of Six Dynasties to Tang Dynasty, it introduced quite amount of related stories which had an influence on Chinese story-telling on animals – the theme on purva-karman and swine. Those stories were then spred to Japan because of the frequent interactions between China and Japan, and similarly, they had an impact to Japanese literature. The eminent 'Setsuwa' literature written in Hean Period, Konjaku monogatari, collected many stories related to animals, purva-karman and swine were also included. Given the founding that reverses the verdicts in shintan (China), stories with the same background could also be identified in honcyo (Japan), particularly to those related to cattle. In sum, seven stories about cattle could be found in honcyo (Japan), and five of which are under the category of purva-karman and swine.

As a reference on comprehending the correlations, similarities and differences between the two countries in the area of literature, the purpose for this writing convers the aforementioned between Konjaku monogatari, the purva-karman and swine written around the period from Six Dynasties to Tang Dynasty.

Keywords: Konjaku monogatari, Cattle, Buddhism, cause and effect, purva-karman

* Professor of the Department of Japanese Language and Literature, National Taiwan University

『今昔物語集』における牛の物語と中国文学
―「宿業畜生」類型の説話を中心にして―

陳明姿*

要旨

中国では古来より動物に関する物語が数多くあったが、六朝・唐代に至ると仏教の隆盛により、仏教と関連の深い物語が数多く伝来した。それらの物語は中国の動物に関する物語に影響を及ぼし、宿業畜生類型の物語が現われた。宿業畜生類型の物語は日中両国の頻繁な交流の下、日本へと伝わり、日本文学に影響を与えた。平安時代の説話文学の代表作である『今昔物語集』の中には多くの動物に関する物語を収録しており、それらの中には宿業畜生類型の物語も含まれる。中国の物語を翻案した震旦部以外に、本朝部においても宿業畜生類型の物語はあり、牛に関する物語が最も多くみられる。本朝部の中で牛に関する物語は七つあり、そのうち五つがこの類型の物語に属している。

拙稿は日中両国の文学における関連及び異同を検討する一環として、『今昔物語集』における牛の物語と六朝・唐代の宿業畜生類型説話との関連と異同を考察しようとするものである。

キーワード:『今昔物語集』、牛、仏教、因果応報、宿業

* 台湾大学日本語文学科教授

『今昔物語集』における牛の物語と中国文学
—「宿業畜生」類型の説話を中心にして—

陳明姿

一、序

牛は古代から中国で朝廷管理下の家畜として飼われていた。『周礼、地官』によると、周では「牛人」という牛飼いの専門官吏が置かれていたという[1]。また、「凡祭祀共享其牛。(中略) 凡賓客文事。共其牢禮積膳之牛。(中略) 凡會同。軍旅。行役。共其兵車之牛與其牽傍以載公任器。」[2] (祭祀の時、犠牲としての牛を供給する。賓客を招待する時、饗宴用の牛を供給する。會同、軍旅、行役の時、兵車を牽くための牛を供給し、必要とする効用の器物を運載する。) という記述があることからわかるように、牛は食用の他に、祭祀の生贄、運搬の道具としても使われていた。また曹操が袁紹を破った後、「授士田, 官給耕牛」[3]を行ったことが記されており、三国時代に農耕用に牛が使われていたことが確認できる。そして牛は縄文時代後期、ないしは弥生時代の初め頃、日本にも移入された[4]。ただし農耕のための家畜として飼われるようになったのは三世紀中葉になってからのことである[5]。その後、農耕その他における労役獣として使役されるようになった[6]。また『古事記』の序にある天武天皇が天下を平定した記述に「放牛息馬, 愷悌歸於華夏」[7]とあることから、奈良時代においては朝廷管理下での牛の飼育も行われていたことがわかる。

---

1 鄭玄『周禮 卷三 地官司徒第二』劉俊文總纂 中國基本古籍庫：藝文庫・文學類・小說話本目電子書 北京愛如生數字化技術研究中心 p. 43.
2 同註 1
3 陳壽『三國志 魏書 武帝紀第一』劉俊文總纂 中國基本古籍庫：藝文庫・文學類・小說話本目電子書 北京愛如生數字化技術研究中心 p. 14.
4 加茂儀一『日本畜産史、食肉・乳酪篇』法政大学出版局 1976 年 4 月初版 p. 29.
5 市川健夫『日本の馬と牛』東京書籍株式会社 1981 年 10 月 p. 10.
6 註 4 同掲書 pp. 29-30.
7 萩原浅男、鴻巣隼雄校注・約『古事記 神代歌謡』小学館 1973 年 11 月初版 1990 年 9 月 1 日 第二十一版 pp. 45-47.

一方、中国では仏教が盛んになるにつれて、仏教思想や仏教関連の書籍も数多く伝わり、中国の動物説話に影響を与えた。六朝や唐代の動物説話が一層バラエティに富むようになったのは、そのことと無関係ではない。そして、これらの説話は、日中両国の頻繁な交流を背景に日本へ伝わり、日本の牛説話に影響を及ぼしたのである。

平安時代の説話文学の代表作である『今昔物語集』に収録されている牛説話には中国の六朝や唐代の「宿業畜生」(宿業による畜生への転生）の話型の影が落とされている。これらの牛説話に中国古代の「宿業畜生」話型がどのように取り込まれ、且つどのような異同が見られるのかは、興味深いところである。ゆえに、拙稿では日中両国の文学の関連と異同を探究する一環として、『今昔物語集』の牛説話に焦点をあて、中国の六朝や唐代小説の「宿業畜生」との関連及び異同を考察することを目的とする。日中両国の文学的特徴を人々の生活に密着した牛を介して照射しようという試みである。

二、中国の六朝や唐代の小説における「宿業畜生」類型の説話

ここでは、まず中国の六朝や唐代の小説における「宿業畜生」類型の話を見てみよう。この話型にもっとも多く見られるのは、前世未済の債務を償還するタイプである。『太平広記』巻一百三十四報応三十三「宿業畜生」には全部で十七話（竹永通、宜城民、韋慶植、趙太、李信、謝氏、王珍、王會師、解奉先、童安玕、劉自然、李明府、劉鑰匙、上公、施汴、公乘通、僧審言）が収録されているが、そのうち、「竹永通」「王珍」「解奉先」「童安玕」「劉鑰匙」「上公」「施汴」「公乘通」の八話はそのような類型の話である。その他にも巻四百三十四畜獣一の「牛償債」の項目に五話（卞士瑜、路伯達、戴文、河内崔守、王氏姥）ある。また巻四百三十六禽獣三の中にも、馬の話が三話（盧従事、韋有柔、呉宗嗣）、驢馬の話が二話（張高、東市人）収められている。ここでは類型を意識しながら、作品の内容を考えてみたい。

はじめに取り上げるのは、『太平広記』巻百三十四の「竹永通」（異録からの引用）である。「竹永通」は内容は次のようにまとめることができる。

隋の并州孟縣の竹永通はかつて寺家に六十石の粟を借りた。だが、竹永通は長年これを返さず、仏堂に向かって、もし返さなかったら、寺家の牛となって償うと誓った。竹永通の死後、寺家に一頭の黄色い牛が生まれる。この牛の足には白い文字があり、次第に竹永通という字であることが明らかになる。里の人たちがこのことを知って、一日に数千人が見物に訪れるようになった。竹永通の家は、粟百石で寺家に償いをする一方、牛のために家屋を建てて生前と同じ生活が送れるようにした。そして牛のために仏像を造り、写経した結果、一月あまりして牛は死んだ[8]。

竹永通は貪欲な男で、寺家から借り受けた六十石の粟を返すのが惜しくなり、そのままにしておく。そして、催促されても、すでに返したと言い張り、仏堂において、もし返していなかったら、寺家の牛になると誓いを立てる。これは恩を忘れ、義に背く所業である。そのような「因」を作ってしまったため、牛に転生するという「果」を受けることとなったのだ。牛として転生した彼は、寺家で使役され、前世の債務を返済することになったばかりではない。その足に生じた「竹永通」という白い文字が、里の人たちの知るところとなり、見物人が一日数千人に及ぶに至る。彼の行った愚行と受けた懲罰は周知のこととなり、彼自身ばかりでなく、一族の面目さえ潰したのである。それゆえ、家族は借りた以上の百石を出して牛を買い戻さなければならない。竹永通の貪欲さは利益を生むどころか、かえって家族に損害を与えることとなったのである。さらに家族は彼を寺家から買い戻した後、牛のために仏像を作り、写経をして功徳を積んだ。この御利益のため、竹永通の罪障が仏の庇護により消さ

[8] ここにある『太平広記』はすべて李昉『太平廣記』（劉俊文總纂 中國基本古籍庫・藝文庫・文學類・小說話本目電子書 北京愛如生數字化技術研究中心）に拠る。

れ、一ヶ月あまりの後、牛としての生涯を終えた。恩を忘れ、義に背く行いは、必ず報いを受けるというメッセージが明らかであり、竹永通の物語は債務を返還しない人達への戒めとして理解することができる。

『太平広記』巻四百三十四禽獣一の「河内崔守」(『宣室志』からの引用）も寺から財物を借りて、返さなかったことから牛に転生した話である。河内の崔君は国守の権勢を笠に着て、強引に寺から仏像を作るための金を何十両も借りたまま返さなかった。その寺は彼の支配下にあるため、僧たちは返済するように言うことができない。しかし、仏や神たちは彼の横暴な悪行を見過ごすことはなかった。崔君は、亡くなった後、寺の牛として転生し、その頭に白い毛で崔某と名前が示されていたのである。生前国守だった人間が牛となった姿を人目に晒すことは、彼にとっても家族にとっても耐え難い。それゆえ、「竹永通」と同様に、転生した牛を家へ連れ帰る。だが、「竹永通」の方では連れ帰った牛はそのまま家で生前と同じように大事にされたのに対して、「河内崔守」では、官吏の権勢を悪用したことが「竹永通」よりも罪深かったためか、家へ連れて帰った牛は、まぐさも粟も食べようとしない。それゆえ家族は、牛を寺へ送り返さなければならない。彼は寺で懺悔し、仏の力に頼らなければ罪障を消すことはできないのであろう。ともあれ、これも先の話と同じく、今世で債務を果たさないと、来世で必ずそれ以上の償いをしなければならないという教訓が込められている。

次にあげる『太平広記』百三十四報応三十三「劉鑰匙」(『玉堂閒話』からの引用）もその話型の一つである。

高利貸を生業とする劉鑰匙は、隣家を罠にはめ、財物をすべて巻き上げてしまった。そのため隣家は劉のことを大層恨んでいる。彼はそのような人の道に外れた行為をしたため、死後、隣家の牛として転生する。牛の肋骨のあたりには劉の姓名が記されていたため、隣家は牛を鞭打ち、酷使した。そのことを聞いた劉の妻と息子は、彼を家に連れ帰るために、多くの金品を出さなければならない。こ

れも先の話と同じく貪欲を戒める類型の話である。倫理に反する方途で手に入れた財物もやはり、債務と同様に償わなければならないのである。また、被害を受けた者の願いが叶えられる場合もある。『太平広記』巻百三十四報応三十三の「童安玕」(『報応録』からの引用)がそれである。

童安玕は、同じ里に住む郭珙に「焚香告天」、つまり、天に「背恵忘義」の訴えをされ、一ヶ月も経たないうちにこの世を去る。そして、半年後に郭珙の家に白い牛が生まれ、その左の肋骨のところには「童安玕」という黒い毛の文字が現れていた。大勢の人たちが見物に訪れるようになったため、恥ずかしくなった安玕の妻と息子など近親者は多くの金帛を出して、牛を贖おうとする。だが、童安玕に侮られたことを忘れていない郭珙はそれを断る。「焚香告天」の「天」とは天帝のことであり、すべての不正や不平を罰する道教の最高神である。中国では一般庶民が不正な仕打ちを受け、それに報いる手段を持たないとき、「天」に訴え、悪人や悪の勢力を裁いてくれるようにと願う。郭珙の場合も、おそらくは「天」が郭珙の願いを聞き入れたため、童安玕は報いを受けて牛となり、郭珙の家で苦役を課せられることとなったのである。

「童安玕」と同じく『太平広記』巻四百三十四の「卞士瑜」「路伯達」「戴文」の三話も、前世未済の債務のために債主の家に牛として転生した話であり、やはり、その体の上に名前が示されているため、誰の転生した姿か、すぐに分かる。そしてこれも「童安玕」と同様に、被害を受けたものの故人への恨みが深いため、その家族は買い戻すことができない。また、百三十四の「公乗通」のように、その子孫が転生先を見つけられないため、買い戻すことはできない場合や、「解奉先」「施汴」「僧審言」のように、家族についての記述がないものもある。一方、転生後に殺されそうになる話—「王珍」—もある。「王珍」では、王珍が功徳を積むために寺に五百疋の絹を奉納しようとするが、同じく寺に功徳を積もうとする仲間が王珍に隠して絹十疋を自分のものとしてしまう。そしてその仲間は、死後、

羊として転生して王珍の家に買われ、殺されることになる。だが、羊が前世の姿で王珍の前に現れて、自らの罪を告白し、命乞いをしたため、王珍は羊を放ち、生き長らえさせる。その後、王珍らは肉食を絶つ。以上が「王珍」のあらすじなのだが、ここで見ておくべきは、その罪の量的な小ささだろう。王珍の仲間が不正に手に入れたのは奉納物のほんの一部分である。しかし、それでも命をもって償うことが求められる。貪欲の罪への戒めの厳しさを感じさせる話である。どんなことがあろうとも決して貪欲に他人の財物を奪ってはいけない。もし奪えば、かならず奪った以上に償いをさせられることとなる。『太平広記』巻四百三十四の「盧従事」「韋有柔」「呉宗嗣」「東方人」なども、そういった戒めが非常に明らかな話ということができる。

また、前世未済の債務を償う話型ではないが、『太平広記』巻百三十四報応三十三の「謝氏」(『冥報記』からの引用) も同じく貪欲さを戒める話である。筋を追うと次のようになる。

唐の時代、謝という婦人がいた。亡くなった後、彼女はその娘の夢に現れ「私は生前酒を売っていたが、小さな升を使い、酒を少なくしていた。今、この罪の報いで北山の麓の人家で牛となった。最近、法界寺の夏侯師のところに売られ、今は城南の稲田を耕している。とても苦しい。」と言う。すぐ寺を訪れた娘を、寺の尼は人をして城南の耕地へ連れて行かせる。この牛は、人が来ると必ず暴れ回るため、いつも一頭だけにしておかれていたが、娘を見ると、その身体を舐め、涙を流した。娘はすぐ夏侯師からこの牛を買い取って連れて帰り、牛を「お母さん」と呼んで、よく尽くした。

この話に登場する謝氏は、前世で酒を売っていた時、儲けを出すために酒の量をごまかしていたため、牛に転生し、苦役を味わわされることとなった。利益を上げるために、不当に量を少なくし、値段を高く付けるというのは、もちろん不正ではあるが、商人にとっては魅力的な商法である。唐の時代にもこのような不正をする商人がいたのであろう。そのため、このような不誠実な商人が報いを受

ける話型の話が流通したのだ。誠実な商いを求める人々の願いを見ることができよう。

また僧侶の破戒を戒める話もみられる。同じく『太平広記』巻百三十四報応三十三の「僧審言」(『儆戒録』からの引用)がその例である。

雲頂山の慈雲寺には四方から多くの人が集まり、供物を納める人も多くいたが、寺主の僧審言は貪欲であり、寺への供物を隠していた。さらに酒を飲み、肉を喰らい、妻子を養ったりと放縦な暮らしをしていた。そして僧衆の中に少し清廉な者がいると必ず辱めを受けた。この審言に異変が起きる。篤い病となり「空中に縄をかけた石臼が見える」と言い出したのだ。鼠が縄をかじって縄が切れ、石臼が心臓にあたって大声を出して気絶し、しばらくして息を吹き返すのだという。こういうことを数十回繰り返し、審言は死ぬ。その後、寺の麓の村に一頭の牛が生まれ、腹の下には「審言」という二文字が鮮明に浮き上がっていた。

審言は出家の身でありながら貪欲で、寺の供物を我が物とした上、酒を飲み肉食妻帯していた。また僧侶の中で清廉なものに辱めを与えもした。貪・瞋・痴の三毒がすべて当てはまり、僧侶として守らなければならない戒めを顧みようともしなかった。そのため、数十回も上から落ちてくる臼に胸を打たれ、苦しみを味わわされた末に死ぬことになる。そして、その寺の下の村に牛として生まれ、労役させられる。まさに「破戒の出家は牛に生まるる」そのままである。

また、寺や他の家で償いをするのではなく、自分の家で償いをする話型も見られる。『太平広記』巻百三十四「李信」(『冥報拾遺』からの引用)「韋慶植」「趙太」「李明府」「王會師」、巻四百三十四「王甲」はその類型である。まず「李信」を見てみよう。そのあらすじは次のようである。

唐の居士李信は、并州文水県太平里の人で、隆政邸の衛士であった。顕慶年の冬、例にしたがい朔州の蕃を訪れた。李信は赤草馬に乗り、草駒も並んでいた。この時、年の暮れであり、風は厳しく吹

き、雪は厚く積もっていた。十数里行くと、馬が動かなくなった。李信が鞭で馬を数十回打つと、馬は人の言葉で話し始め、「私はあなたの母です。生前あなたの父に隠して一石あまりの米をあなたの妹にやったため、このような報いを受けました。この駒はあなたの妹です。その罪責を償っていて、もうすぐ刑期が終わります。あなたはなぜまた苦しませようと迫るのですか。」と言った。李信はこれを聞くと、驚いて涙を流し、謝った。そして「もし李信の母親であるなら、自分で家に帰れるだろう」と言うと、馬は前に進み、李信は鞍と轡を背負って家に帰った。李信の兄弟はこれを見て、互いに悲しみあった。そして別の建物を建て、母として養い、僧に祭祀を行わせ、門を閉ざして精進した。

李信は馬の告白によって、ようやくその馬が母の転生した姿であることを知る。李信の母は夫に隠して、李信の妹に一石あまりの米をやったために馬としてその息子たちに使われるという報いを受けたわけである。妹も母から家の米をもらったため、駒として転生し、兄のところで償わなければならないのだ。隋や唐の時代には、このタイプの話が数多く語り伝えられていたと考えられる。巻四百三十六畜生三の「王甲」(『法苑珠林』からの引用）もその例の一つである。「王甲」は、驢馬を王五戒のところへ連れて来た男の話によると、父親が早く亡くなったため、母親が女手ひとつで彼と妹を大きく育てたという設定である。その母親の苦労は想像に難くない。だが、子女が大きくなった後、母がある時、息子に隠して娘に五斗米を贈ったため、驢馬として息子のところで五年間、労役しなければならなかったのである。

夫に隠して娘に米を贈ったために、馬に転生し、自分の息子のところで償いをする（「李信」の場合)、あるいは息子に隠して娘に五斗米を贈ったために、五年間も驢馬として息子に使われなけらばならない（「王甲」の場合）などの展開は、明らかに儒教思想の倫理規範に基づいている。中国では古くから多くの制度は儒教思想をもとにして定められ、女性は家父長制度の下、三従を守らなければなら

なかった[9]。女性は男性に従属して生きていかなければならず、独立自主の人格を許されなかったのである。どんなに家のこと、家人のことを考えた行為であっても、家父長の許可がない限り、勝手な判断でその家の財物を人に与えてはならない。たとえそれが娘に対してもである。いずれ他家へ嫁ぐ娘への、許可のない贈与は、窃盗も同然の罪を償わなければならなかったのだ。むろん、母親が娘を愛しく思い、物を与えるのは自然な情であり、当時においてもそのようなことがあっただろう。だが、家父長制の倫理規範を守るためには、例外は許されない。そのため男性は母親たる女性たちを戒めるため、仏教の因果応報思想を借りて、動物転生譚を作り上げたのであろう。

同様の意図から娘を戒める類型の説話もみられる。『冥報記』から引いた『太平広記』巻一百三十四報応の「韋慶植」、「趙大」がそのような例である。韋慶植の娘と趙大の娘は両者とも、生前父母に可愛がられていたが、ある時、父母の許可を得ず、物品や金銭を使ったため、死後、羊に転生し、自分の家で殺されることになる。韋慶植の娘の場合、その父親が短気で怒りっぽかったため、母親の制止のかいもなく、料理にされてしまう。それに対して、趙大の娘の方は、宴会の客が羊の正体を知らせたため、殺されずに寺に送られる。二匹の羊の結末はそれぞれ異なるが、込められたメッセージは同じだろう。家父長権を持つ者から許しを得ずに財物を用いるのは、それが娘であっても儒教の倫理規範に反する行為である。母親の場合と同様の教訓がこれらの話には込められていると考えられる。

自分の家に転生したものには、さらに三つの例がある。同じく巻一百三十四の報応にある「宜城民」、「李明府」、「王會師」である。

「宜城民」では、皇甫遷が母親の金を盗んで逃げたので、家の者達が全員巻添えにされ、その母親に鞭で打たれることになる。彼は

[9] 『大戴禮記 本命八十』「女子者無專制之義，有三從之道。在家從父，適人從夫，夫死從子」劉俊文總纂 中國基本古籍庫：藝文庫・文學類・小說話本目電子書 北京愛如生數字化技術研究中心 p. 69.

その罪障で自分の家に豚として転生し、「社家」に売られて、殺されそうになる。しかし、母と妻の夢に現れ、助命を嘆願したため買い戻される。盗みを行い、周りに迷惑をかけた罪で、豚に転生する報いを受けたわけである。又、「李明府」では、押司録事の妻が二子を身ごもった下女を嫉妬で打ち殺したため、羊として転生し、二子を身ごもった時、自分の家で殺されることになる。人を打ち殺した罪悪によって、無惨な報いを受けたのである。そして「王會師」では、王會師の母親があまりに家の者達に厳酷だったため、死後、犬としてその家に転生する。自分が与えたのと同様の厳酷さを、今度は自分が味わわなければならないのである。

以上、『太平広記』を中心に、六朝や唐代の小説の中の「宿業畜生」話型の話を見てきたが、それらは凡そ次の類型に分けることができる。

一、前世未済の債務を償う類型

二、前世不誠実な交易をした報いの類型

三、前世破戒した出家への報いの類型

四、前世儒教の倫理規範を守らなかった報いの類型

五、前世人殺しや不道徳なことをしたことへの報いの類型

六、前世家人に厳酷すぎたことへの報いの類型

そして、これらの「宿業畜生」話型の話は、日中両国の頻繁な交流を背景に、日本に伝わり、日本の説話文学に影響を与えた[10]。

では、日本の説話はこの話型の話を受容する際、どのように摂取し、且つどのような変容を加えたのか、以下では『今昔物語集』の牛説話をとりあげて考察してみようと思う。

三、『今昔物語集』における牛説話と中国文学

『今昔物語集』に収録されている牛説話は全部で七つある。即ち

[10] 日本国見在書目録には『冥報記』、『法苑殊林』など多くの六朝小説の書名がみられる。また『今昔物語集』の震旦部にも六朝志怪小説の翻訳が多く見られる。

巻十二「伊賀国人母生牛来子家語第二十五」、巻十四「僧明蓮持法花知前世語第十八」、巻十四「令誦方広経知父成牛語第三十七」、巻二十「延興寺僧恵勝依悪業受牛身語第二十」、巻二十「武蔵国大伴赤磨依悪業受牛身語第二十一」、巻二十「紀伊国名草郡人造悪業受牛身語第二十二」、巻二十九「母牛突殺狼語第三十八」の七話であり、そのうち、巻十二の第二十五話、巻十四の第三十七話、巻二十の第二十話、巻二十の第二十一話、巻二十の第二十二話の五話が「宿業畜生」の話型に属する説話である。ここでは、特にこの五話に焦点をあて、考察したいと思う。牛ではないが、この話型は震旦部でもその存在を確認できる。巻九「震旦隋代人得母成馬泣悲語第十七」、「震旦韋慶植殺女子成羊泣悲語第十八」、「震旦長安人女子死成羊告客語第十九」の三話がそれであり、それぞれは『冥報記拾遺』、『冥報記』、『法苑殊林』（『太平広記』にも収録されている）から翻案したものである。このことからも『今昔物語集』の編著者が六朝や唐代の小説のこのような類型の話に通じていたことは明らかだろう。上記の牛の五話も中国の「宿業畜生」類型の話と非常に類似しているのである。ゆえに、ここでは、上記の五話を特に取り上げ、『今昔物語集』の牛説話と「宿業畜生」類型の話の影響関係を探ってみたい。

最初に巻十二「伊賀国人母生牛来子家語第二十五」を見てみよう。この説話の展開は四段に分けられる。その内容は次の通りである。

一、伊賀の国山田の郡噉代村に高橋東人という長者がいた。彼は母のため法華経を書写し、その供養をしようとした。そのため、縁ある僧侶を供養の講師として招きたいと考える。使いのものはその命を受けて出掛け、最初に出会った同じ郡の乞食僧を家へ招く。主人は彼を供養の講師となるよう頼む。

二、その夜、乞食僧の夢に赤い牝牛が現れて、自分がなぜ牛になったかの原因を語る。その牛は実はこの家の男主人の母親の転生した姿で、息子に償いをしているのだった。母親は僧にそのことを供養の席上で皆に話すように願う。さらに真実かどうかを知りたければ、堂中に自分の座席を設けてもらえば、かならずその座席に上る

と付け加える。

三、乞食の僧は供養の席上で皆に夢で見たことを詳しく話し、牝牛は本当に作ってもらった座席に上る。願主は大変泣き悲しんで「母上とは知らなかったから、長年使役していました。今こそ母上を解き放ちます。母上も私の罪を許してください」と言う。その言葉を聞いた牝牛は法会が終わるや死んでしまう。因縁が尽きたのである。

四、作者の評言が付け加えられている。評言には、このことは願主の深い信仰心の他に、法華経の霊験、また般若心経陀羅尼の験であるとあり、さらに人の家に来る牛、馬、犬などの動物はみな前世に何かの縁のあるものと思い、打つことをやめなければならないと語っている。

願主の母親が牛に転生したのは、願主の財物を盗った罪を償うためである。ただ、生み育ててくれた母親の恩の浩大さは、文学的なテーマになることも多く、それへの感謝は普遍的に人の心の中にあるものであろう。この説話の中の願主もそういう気持ちから、法華経を書写させたり、法会を行ったりするのである。願主は母親が牛になって償いをすることなど、毛頭望んではいなかったのだ。しかし、本人が望んでいないにもかかわらず、神仏は母親に償いをさせようとする。これは、現代人にとって非常に納得しにくいものであるが、家の財物を自由に使う権利は、家父長にしかなく、たとえ家父長の母親でもそれは許されないのだ。こういう考え方は明らかに中国の「宿業畜生」の話型、即ち儒教的倫理規範を守らなかったがゆえに報いを受ける類型の話から影響を受けている。しかし、影響を受けたとはいえ、中国の同じ類型の話「王甲」(『法苑珠林』) や「李信」(『冥報拾遺』) とは異なるところも数多く見られる。まとめると次のようになる。

一、母親の告白方法：

中国の方では、「王甲」と「李信」の二つはともに、母親が直接息女あるいは息子に自分がなぜ驢馬（馬）になったかを語っている。それに対して、『今昔物語集』の方では、母親が乞食僧の

夢に現れて、自分が牛になった縁由を語っている。即ち、供養の講師を通して自分のことを息子に知らせているのである。

二、その驢馬（馬）あるいは牛が母親であるかどうかを試す方法：

本当に母親が転生したものかどうかを試す方法もそれぞれ異なっている。中国の話では息子が鞍と轡を背負って馬が自分で家に帰ることができるかどうかを試し、その馬は家に帰り着くことができる。それに対して『今昔物語集』の方では、説法の堂中に座席を作り、牛がそこにあがるかどうかを試し、牛は夢の話のとおり、座にあがる。これも仏教とのかかわりが語られている。

三、人物についての描写：

中国の話の場合、「王甲」には男主人の他にもう一人、他家に嫁いた妹がいる。「李信」には男主人と他家に嫁いだ妹、それに他の兄弟もいる。しかし、いずれも経済状況や信仰心については語っていない。それに対して、『今昔物語集』の方では、男主人に何人兄弟がいるのかについては語っていないが、経済状況については「家大ニ富ヲ財ニ飽キ満タリ」[11]とある。又、「願主ノ深キ心ヲ至シテ母ノ恩ヲ報ゼムト思フ功徳ノ至レル」[12]ともある。即ち、願主は大変豊かで、しかも親孝行で深い信仰心をもつ仏教信者として設定されている。

四、仏教経典の験についての叙述：

中国の方では、特に仏教の経典云々のことについては触れていない。それに対して『今昔物語集』の方ではこのようなことができたのは願主の深い信仰心と母親への思いが語られるだけでなく、「法華経ノ霊験ノ示ス也ト知ヌ。」[13]や、乞食僧の「年来陀羅尼ヲ誦シテ功ヲ積メル験也」[14]などの語りがあり、法華経

[11] 馬淵和夫ら校注・訳『今昔物語集（一）』　東京、小学館 1971 年 7 月初版・1989 年 12 月第十七版 p. 279.
[12] 同註 11 同掲書 p.281.
[13] 同註 12
[14] 同註 12

と陀羅尼の霊験がことさらに強調されている。『今昔物語集』は明らかに仏教的色彩が濃い。

次は巻十四「令誦方広経知父成牛語第三十七」である。この説話も次の四つの部分に分けることができる。

一、ある人が大和国添上郡山村里に住んでいた。その人は前世の罪を懺悔するため、僧を招き、方広経を転読させようと思う。使いの者は主人に言われたとおり、道で出会った僧を転読の講師として連れて来る。

二、その夜、僧がその家の高価な蒲団を盗んで逃げようとした時、「その蒲団を盗んではなりません」という声がする。声のした方を見ると、たった一頭の牛しかいなかったが、その声を恐れて引き返し、そのままとどまる。牛は実はこの家の主人の父親が転生したものであった。僧はその夜、牛の夢を見る。牛は僧に「私は前世で無断で息子の稲十束を取って人に与えました。そのため、今は牛になって償っています。あなたは出家の身で、何故蒲団を盗んで逃げようとするのですか。もし、私の言ったことの真否を知ろうと思うのなら、私のため座席を作ってください。私がその座にあがったならば、まちがいなく、父親であるとわかるでしょう。」と言う。

三、僧は翌朝、家の主人に夢のお告げを語る。主人が藁の座を敷くと、牛は即座に藁の座にあがった。これを見た主人は泣き悲しみ、「牛よ、お前は本当に私の父でいらっしゃった。前世の罪をお許しいたします。また長年父と知らずにお使い申したわたしの罪をお許しください。」と言う。牛はその日の申の刻に涙を流しながら死ぬ。

四、その後、主人は蒲団及びその他の品物を僧に与える。また、自分の父のために法会を営む。僧は心の中で「あの時、蒲団を盗んで逃げたなら、今世にも後世にも悪報を受けただろう」と考える。最後にこの話の真実性を強調するために、この話は編著者が僧から聞いたのだと付け加えられている。

この話は先の話と次のような類似点が見られる。

一、講師の見付けかた：

巻十二の「伊賀国人母生牛来子家語第二十五」の方では、主人が講師を招くために出した使いに「お前がはじめて出会った僧をわしに縁があるものだと思ってお迎えしなさい。」と言い聞かせた。使いは主人の指示通り、初めに出会った乞食僧を家まで連れてきた。巻十四「令誦方広経知父成牛語第三十七」でも主人が使いに「何寺と決めることはない。誰でもよい、道で出会った僧をお連れしなさい」と言い聞かせたため、使いは道で出会った僧を連れてきている。二つの話は僧の見付け方の点で大変類似している。

二、畜生になった当事者の告白：

「伊賀国人母生牛来子家語第二十五」では、牛は僧の夢に現われて、「我レ、前世ニ此ノ男主ノ母トシテ子ノ物ヲ恣ニ盗ミ用ジタリシニ依テ、今牛ノ身ヲ受テ、其ノ債ヲ償フ也。而ルニ、明日、男主我ガ為に法花経ヲ供養ス。汝ヂ、其ノ師ト有ルガ故ニ、貴ビテ懃ニ令告知ムル也。」[15]と言った。巻十四「令誦方広経知父成牛語第三十七」の方でも、牛は僧の夢に現れて「我ハ此レ、此ノ家主ノ父也。前世ニ、人ニ与ヘムガ為ニ、不告ズシテ子ノ稲ヲ十束取レリキ。今其ノ業ニ依テ、牛ノ身ヲ受テ、其ノ業ヲ償フ也。」[16]と言っている。両方とも息子のものを無断で使ったため、牛に転生して償うことになったという設定である。

三、夢告げの真否の試し方：

「伊賀国人母生牛来子家語第二十五」では、牛は僧に「虚実ヲ知ムト思ハヾ、法ヲ説カム堂々ノ内ニ我ガ為ニ座ヲ敷テ、其ノ上ニ我レヲ令居君ヨ。我レ必ズ其ノ座ニ登ラム」[17]と言った。巻十四「令誦方広経知父成牛語第三十七」の方でも、牛は僧に

[15] 註 11 同掲書　p. 280.
[16] 註 11 同掲書　p. 581.
[17] 註 11 同掲書　P. 280.

「若シ其ノ虚実ヲ知ムト思ハヾ、我ガ為ニ座ヲ儲ケヨ。我レ其ノ座ニ登ラバ、即チ父ト可知シ」[18]と言っている。そしてどちらの牛も主人が座席を作ると、その座席に上って座る。両方ともに、夢で告げられた確認方法、即ち設けた座に座るかどうかによって願主の親であることが確かめられている。

四、主人がその牛は確かに自分の親の転生した姿だとわかった時の対処方法：

両方とも願主が泣き悲しんで母親（父親）を放つと同時に、母親（父親）に自分の罪を許してもらうように願う。また、その後、あらためて功徳を修める。

以上の四点からもわかるように、この二つの話は同じ類型の説話である。

しかし、同じ話型とはいっても、まったく同じわけではない。相違点としては、まず、後者の方で罪を償うのが母親から父親に変わっている点をあげることができる。中国の儒教倫理規範によると女性は三従を守らなければならない。たとえ母親であっても、家の財物を勝手に使うことはできない。断りなしに使うと、それはその家の家父長の権限を侵したことになり、たとえ夫がすでに亡くなっていても、次の家父長である息子に贖わなければならないのである。

だが、父親ならばそのような問題はない。家父長とは、その家の最高権力者で、財物を含むその家のすべてを支配する人間である。もちろん、子どもは家父長たる父親に従わなければならない。そのため、父親が息子に償うという例はないのである。父親が息子に対して罪障を償うというのは、儒教倫理規範からの教訓よりも、親が子に償うという話型自体が強く意識された結果、生じた変化であるように思われる。

また、中国の同類の話と比べると、日本の方では仏教経典（法華経、陀羅尼、方広経など）の霊験が強調されている。巻十四「令誦方広経知父成牛語第三十七」で、僧が蒲団を盗んで逃げようとした

[18] 註 11 同掲書　p. 581.

時、牛に止められるという出来事が付け加えられているのも、その出来事が付け加えられることによって、親でさえ無断で息子の財物をとってはならないという教訓の他に、出家の破戒を戒める働きが物語に加わるからであろう。

次に引用する巻二十の「延興寺僧恵脉依悪業受牛身語第二十」は「出家の破戒の報い」と題された説話である。

> 今昔、延興寺ト云寺有リ。其寺ニ恵脉ト云僧住ケリ。年来此ノ寺ニ住間ニ、寺ノ温室分ノ薪一束ヲ取テ、人ニ与ヘタリケルニ、其後償フ事無クテ、恵脉死ニケリ。
>
> 而ル間、其寺ノ辺ニ、本ヨリ牸有ケリ。一ノ犢ヲ生テケリ。其犢長大シテ後、其犢ニ車ヲ懸テ、薪ヲ積テ寺ノ内ニ入ル。其時ニ、不知ヌ僧寺ノ門ニ出来テ、此ノ犢ヲ見テ云ク、「恵脉法師ハ、生タリシ時涅槃経ヲ明暮読奉シカドモ、車引ク事コソ哀ナレ」ト。犢此レヲ聞テ、涙ヲ流シテ、忽ニ倒レテ死ス[19]。

この話は中国の「僧審言」と同じく「出家の破戒への報い」の話型に属す説話である。審言の方では檀越が寺に奉納したものを隠したり、肉食妻帯するなど、出家者としては言語道断な振る舞いをしたため、牛に転生した。現代の読者から見ても当然な処罰だろう。しかし、恵脉の方は、そのような目に余る破戒をしたわけではない。寺の薪を一束、無断で他人に与えただけである。だがそのために、彼は牛となって、薪を積んだ車を引き、寺へ運ばなければならなかった。一束の薪のため、何倍もの償いをさせられることになったのである。破戒への戒めが強化されていると言うことができるかもしれない。また、世の人に周知させる方法も異なる。中国におけるこのような話型の場合、その畜生が誰から転生したのかを世の人に周知させる際には、その動物自身の告白か、あるいはその動物の身体に名が記されているという二つの方法を取ることが多い。しかし、『今昔物語集』のこの説話は、観音の化身である僧侶のことばによ

[19] 馬淵和夫ら校注・訳『今昔物語集（三）』東京、小学館　1974 年 7 月初版・1989 年 12 月第十六版　p. 103.

って、その牛が僧恵胜の転生した姿であることが明かされている。そして、この牛は観音によって救済されることになる。観音に化身した僧が、熱心に涅槃経を読んだ恵胜の運命を哀れんだからこそ、恵胜は牛としての贖罪を終え、死ぬことができたのである。

上の引用の続きはこうである。牛の持ち主は牛の死を見て大変怒り、僧を朝廷に連れて行く。だが、朝廷が事情を質すために呼び出してみると、とても普通の人とは思われない。そこで優れた絵師たちを召して僧のありさまを描かせてみると、それは観音菩薩そのものであった[20]。この部分に梁の高僧宝誌にまつわる逸聞の影が落ちていることはすでに指摘されており[21]、その類話は『日本霊異記』上の二十、『打聞集』十、『宇治拾遺物語』一〇七などにも見られ、観音霊験譚として広く親しまれている。即ち、この説話からは出家の破戒を戒める他に、さらに観音と涅槃経の霊験をも物語ろうとする意図が明らかに看取できるのである。

次の二つの説話も寺の物を使ったまま、死ぬまで返済しなかった話である。但し、この二例は僧ではなくて、俗人が牛に転生している。まず、巻二十「武蔵国大伴赤磨依悪業受牛身語第二十一」を見よう。

武蔵国の大伴赤磨という者が死んだ翌年に、彼の家に黒斑の子牛が生まれた。その牛の背中の黒斑は文字状になっており、「赤磨ハ寺ノ物ヲ恣ニ借用テ、未ダ返シ不納シテ死ス。此ノ物ヲ償ハムガ為ニ、牛ノ身ヲ受タル成」[22]とある。これを見て、赤磨の一族の者や同僚は皆、因果応報のおそろしさを知り、その文章を記録し、多くの人を集めて見せた。そのため、因果論をわきまえている人は悪事をしなくなった。

これは前世未済債務を償う類型の説話である。但し、中国の同類の話とは次のような相違点も見られる。

---

[20] 註 19 同掲書　p. 104.
[21] 註 19 同掲書　pp. 102-103.
[22] 註 19 同掲書　p. 105.

一、中国の方では、前世未済債務を償う場合は、大抵その債主のところで労役して返済する。家族達はそれを知って、財物で買い戻すことになる。「竹永通」などがその例である。だが、大伴赤磨は生前「寺ノ物ヲ恣ニ借用」して、返済しなかったのに、自分の家に牛として転生している。その後も寺で労役して償ったということは語られていない。従来の債主に償いをするという趣旨とは異なっている。

二、中国の方では、大体当事者の告白か、畜生の身体に前生の名前が記されているという二つの方法によって、その畜生が誰の転生した姿かが明らかになる。これに対して、『今昔物語集』では、その罪の内容までも明らかにされている。勿論名前さえわかれば、その人間がどのような罪報で転生したかもわかるので、展開として大きな違いはないが、その文字の視覚的な異様さを強調した変化形と言うことができる。

三、編著者は最後のところにさらに「実ニ此ヲ恩ニ、譬ヒ銅ノ湯ヲ飲ムト云トモ、人寺ノ物ヲバ不可食ズ。此レ極テ罪有ル事也知ヌ。努々犯ス事不可有ズ、トナム語リ伝ヘタルトヤ。」[23]と評言を付け加えている。寺の物を食べたり、使ったりする罪の深さをくりかえし強調しているのである。

次は巻二十の「紀伊国名草郡人造悪業受牛身語第二十二」である。紀伊国名草郡に薬王寺という寺があった。聖武天皇の御世に、その寺の薬の費用を岡田村主の姑の家に預けた。ところが、その家の主人がそれで酒を造り、人に与えて利益を貪ろうとし、それを寺に返さないうちに死んでしまう。そして死後、牛に転生し、薬王寺で償いをすることになる。五年経ったある日、その主人は岡田石人の夢に現れて、事の真相を告げた上で、背中を叩かれて酷使されており、痛くてたまらないと訴える。岡田石人はそれが事実であることを確かめた後、それを人々に伝え、寺の僧が牛のために誦経する。牛は八年間の労役を終えて、姿を消す。

[23] 註 19 同掲書　p. 106.

この話も前世未済債務を償還する話型である。また末尾にも先の話と同じように仏寺の物を借用したならば、必ず返さなければならないという戒めが付け加えられている。ただ、この説話は、先の話を始め、同じ話型のものと比べると、より詳しく語られている。まず、桜村物部麿が牛に転生して寺に住み着くいきさつを見てみよう。

其ノ時ニ、斑ナル小牛出来テ、薬王寺ノ内ニ入テ、常ニ塔ノ本ニ臥ス。寺ノ人此ヲ追出スト云ドモ、猶返来テ臥テ不去。人此ヲ怪デ、「此ハ誰ガ家ノ牛ゾ」ト、普ト尋レドモ、一人トシテ我ガ牛ト云フ人無シ。然レバ、寺ノ内ノ人此レヲ捕ヘテ、繋テ飼フニ、牛年ヲ経テ長大シテ、寺ノ雑役ニ被仕ル[24]。

この小牛は飼い主がわからず、追い出しても戻ってきてしまう。そうしたことから、自然な成り行きとして、寺に飼われ、雑役に使われるようになる。このようにことの経緯を細かく語ることによって、単に偶然、小牛が薬王寺に迷い込んだのではなく、何らかの背景があって薬王寺に住み着いたことがほのめかされているのである。

又、牛の夢告げの語りにも編著者の工夫が見られる。岡田石人が見た不思議な夢は次のようであった。まず、牛が石人を追いかけ、角で突き倒し、足で踏みつける。この狂牛に殺されるのではないかと思った石人が、「恐迷テ叫」ぶと、牛は石人に「あなたはこのわたしを知っていますか」と言う。石人が「知りません」と答えると、牛は離れて後ろに下がり、先ほどとはうってかわった態度で膝を曲げて地に伏す。そして涙を流しながら、事の真相を告げて、自らの悲境を訴える。

最初の「牛が石人を追いかけ、角で突き倒し、足で踏みつける」という牛の異様な行動に、あるいは読者は戸惑うかもしれない。少なくとも、人に物を頼む態度ではない。だが、これも編著者の工夫と見るべきだろう。まず、その怖ろしい様子は、彼がもとは人間であっても、今は畜生であることを印象付ける。悪行によって畜生に身を落としたということがあらためて強調されるのである。また、

[24] 註 19 同掲書　pp. 106-107.

その怖ろしい様子は彼のつらさ・苦しさの裏返しである。そのような状況にまで追い込まれなければ、償いを果たすことはできないということが暗に示されているのだ。この説話からは、話型を単に反復するのではなく、話としてのおもしろさを加えようという意図が看取できる。

以上、『今昔物語集』における牛説話の「宿業畜生」類型の説話を見てきた。中国の「宿業畜生」類型の話を踏まえたこれらの五つの説話は、「前世儒教の倫理規範を守らなかった報い」話型と「前世破戒した出家への報い」話型、それに「前世未済の債務を償う」話型などが採用されている。だが、文化の違いによる差異、あるいは、文学的工夫が存在することもまた、確認することができる。

四、結び

本論では以上のように『今昔物語集』における牛説話の「宿業畜生」類型の話と中国の六朝や唐代の「宿業畜生」類型の話との関連及び異同を考察してみた。残された課題はまだ数多くあるが、現時点で言えることをまとめてみると、およそ次のようになる。

中国では、「宿業畜生」類型の話型は六種類に分けられるが、日本の方では、その中の「前世で儒教の倫理規範を守らなかった報い」型と「前世で破戒した出家への報い」型と「前世で未済の債務を償う」型の三つのタイプが受容されている。それは「伊賀国人母生牛來子家語第二十五」などの五つの説話から確認できるが、もちろん中国の同類型の話との相違点も見られる。それは以下の四点にまとめることができるように思う。

一、「前世儒教の倫理規範を守らなかった報い」話型の変形：

巻十四「令誦方広経知父成牛語第二十七」では、父親が息子の稲を十束取って人に与えたため、牛に転生し、息子のもとで償いをする。だが、家父長制度の中国では、父親がその家の最高権力者で、財物を含め、その家のすべてのことを決める権力をもっている。そのため、父親が家の財物を人に与えることが償

うべき罪になることは考えられない。『今昔物語集』のこの説話は「前世儒教の倫理規範を守らなかった報い」話型の変形というべきであろう。

二、「前世破戒した出家への報い」話型と他の話型を融合した説話：
巻二十「延興寺恵朕依悪業受牛身語第二十」では、恵朕が寺の薪一束を人に与えたため、牛に転生して労役を強いられている。そしてそこに現れて恵朕を救済した僧は、観音の化身であった。これは『高僧伝』の中の高僧宝誌にまつわる観音霊験譚に基づいている。即ち、この話は「宿業畜生」の話型と観音霊験譚を融合した説話である。

三、「前世未済の債務を償う類型」の変形：
巻二十「武蔵国大伴赤磨依悪業受牛身語第二十一」では、大伴赤磨が寺の財物を使ったのに、自分の家に牛として転生している。中国にあるこのような類型の話を見ると、多くの場合、まず債主のところに転生し、償いをする。そして家族がそれを知った後、何とか買い戻すことになっている。しかし、赤磨は寺に未済の債務があるのに、寺で償うのではなく、最初から自分の家に転生し、寺での労役も語られていない。この説話も「前世未済の債務を償う類型」の変形といえよう。

四、仏教経典の霊験の強調：
『今昔物語集』にある五つの「宿業畜生」説話には、観音霊験譚の他、法華経、陀羅尼方広経、涅槃経など仏教経典の霊験が語られる。中国の「宿業畜生」では、とくに強調されておらず、日本のものからは仏教宣教の意図を強く窺うことができる。

『今昔物語集』に収められた牛説話を分析してみると、中国の「宿業畜生」を踏襲しつつ、それに改変を加えていることが明らかである。仏教宣教の意図をはじめ、文化や倫理観、価値観の違いが、中国の「宿業畜生」の話型においても、そのバリエーションを生み出したと言えるだろう。